

令和7年度固定資産税（償却資産）申告の手引き

町税につきましては、日頃よりご協力とご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用資産（償却資産）も課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で所有している償却資産を申告していただくこととなっておりますので、申告書等に所要の事項を記入のうえ、申告期限までに申告されますようお願いいたします。

《目次》

I 償却資産の申告について	- 2 -
1. 申告が必要な方	- 2 -
2. 申告方法	- 2 -
3. 提出書類	- 2 -
4. 課税標準・税率・免税点等	- 2 -
5. 課税標準の特例が適用される資産	- 2 -
6. 電算処理方式による申告	- 3 -
7. インターネットによる申告	- 3 -
8. 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合	- 3 -
9. 実地調査のお願い	- 3 -
II 償却資産のあらまし	- 3 -
1. 申告の対象となる償却資産	- 3 -
2. 申告の対象とならないもの	- 4 -
3. 償却資産の種類と具体例	- 4 -
4. 建物附属設備	- 4 -
5. 家屋として取り扱うもの	- 4 -
6. 償却資産として取り扱うもの	- 4 -
7. 建築設備の償却資産と家屋の区分	- 5 -
8. 固定資産税（償却資産）と国税の取扱い	- 5 -
III 申告書の記載について	- 6 -
1. 申告書の書き方	- 6 -
IV 課税標準の特例について	- 10 -
1. 中小企業等経営強化法に関する課税標準の特例	- 10 -
V その他	- 11 -
1. 減価残存率表	- 11 -



申告期限 令和7年1月31日（金）

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地

蔵王町町民税務課 固定資産税係

電話 0224-33-3002（内線152）

I 償却資産の申告について

1. 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、蔵王町内で事業を営んでいる方で、事業用に供する償却資産を所有している方、又は蔵王町内の事業者から償却資産を貸付けている方（リース事業者等）です。

2. 申告方法

(1)前年に引き続き申告する場合

前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間）にあった資産の異動（減少、修正及び追加）について申告してください。前年中に資産の異動がなかった場合や、該当資産がない場合及び廃業・解散・転出等があった場合は、申告書の「備考」欄にその旨を記入してください。

(2)初めて申告される場合

令和7年1月1日現在、本町内に所有している全資産を申告してください。

3. 提出書類

提出書類		償却資産申告書 (償却資産課税台帳) 第26号様式 (緑色)	種類別明細書 (増加資産・全資産用) 第26号様式別表1 (緑色)	種類別明細書 (減少資産用) 第26号様式別表2 (赤色)
申告者区分				
	初めて申告を行う	●	●	
引き続き申告 を行う	全資産申告を行う場合	●	●	
	増加あり、減少あり	●	●	●
	増加あり、減少なし	●	●	
	増加なし、減少あり	●		●
	耐用年数等の修正	●	●	
	資産の増減がない	●		
	申告する資産がない	●		

●：提出が必要

※ 各様式は蔵王町のホームページからも取得することができます。

申告書右上の「所有者コード」欄には、本町から送付する通知の封筒に番号を記載しておりますので、この番号を忘れずに記入してください。（新規・不明の場合は空欄でも可）

4. 課税標準・税率・免税点等

- 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、令和7年1月1日における当該償却資産価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。
- 税率は、100分の1.4です。
- 償却資産の課税標準となるべき額（全資産の合計額）が150万円未満の場合は、免税点未満として課税されませんが、その場合も**申告は必要です**。

5. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3及び本法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準

の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産がある場合は、当該種類別明細書の摘要欄に該当条項を記載してください。(新規取得の場合には、特例内容に係る資料の添付が必要です。)

6. 電算処理方式による申告

電算処理方式により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和6年1月1日現在に所有する全ての資産について、評価額等を算出し、申告してください。

資産内容に変更がない場合でも、種類別明細書を添付してください。

7. インターネットによる申告

本町では、eLTAX（地方税ポータルシステム）での償却資産の申告を受け付けております。詳しくは、地方税共同機構のホームページをご覧ください。

8. 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び蔵王町町税賦課徴収条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、虚偽の申告をした場合は地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。

9. 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法に基づく現地調査を行うことがありますのでご協力をお願いいたします。

II 償却資産のあらまし

1. 申告の対象となる償却資産

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）とされています。

- (1) 耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上のもの、あるいは取得価額が10万円未満であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの（ただし、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で一時に損金に算入するもの、取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括償却を行うことを選択した資産を除きます。）
- (2) 遊休、未稼働資産であっても、今後事業の用に供することができるもの
- (3) 帳簿に記載されていない資産（簿外資産）で、1月1日現在事業の用に供することができる資産
- (4) 耐用年数を経過し減価償却を終わり、残存価額のみが計上されている資産 **5※1参照**
（減価償却が終わった事業用資産も申告対象となりますので漏れなく申告してください。）
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日までに完成し事業の用に供することができる資産
- (6) 他の事業者へ貸付けている資産（リース資産）
- (7) 改良費のうち資本的支出として資産に計上された場合は、本体部分と区分して取得年月ごとに申告してください。

2. 申告の対象とならないもの

(1) 自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車等
(2) 無形減価償却資産（特許権、実用新案権等）

3. 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産は次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の例示 ※（ ）内は標準的な耐用年数	
1	構 築 物	舗装路面コンクリート(15)・アスファルト(10)、門・塀(15)、フェンス(10)、花壇・緑化施設(20)、看板(広告塔等)(20)、側溝・工場緑化施設(7)、街路灯(10) 等	
	建物附属設備	受変電・自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、屋外給排水・ガス引込設備(15)、袖看板(18)、可動間仕切り(15)、独立した浄化槽・貯水槽(15) 等	
2	機械及び装置	厨房設備(10)、家具又は装備品製造業用設備(11)、デジタル印刷システム設備(4)、農業用設備(7)、総合工事業用設備(6)、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備(8)、自動車整備業用設備(15)、機械式駐車設備(10) 等	
3	船 舶	漁船(総トン数が500トン以上)(12)、モーターボート(4)、釣船(5) 等	
4	航 空 機	飛行機(5)、ヘリコプター(5)、グライダー(5) 等	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(総排気量3リットル以上)(5)、構内運搬車(7)、フォークリフト(4)、自転車(2)等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。	
6	工具、器具及び備品	パソコン(4)、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付のもの)(6)・それ以外(8)、自動販売機(5)、事務机・ロッカー・キャビネット(金属製)(15)、コピー機(5)、応接セット(接客業用)(5)、テレビ(5)、レジスター(5)、冷蔵庫・洗濯機(6)、金庫(20)・手さげ金庫(5)、冷暖房機器(6)、理美容機器(5)、衣装(2)、楽器(5)、消火器具(10)、切削工具(2)、測定工具(5)、消毒殺菌用機器(4) 等	
		建築設備に附属する備品のうち償却資産の申告対象となるもの	電話機・電話交換機(6)、デジタル構内交換設備及びデジタル電話設備(6)、ネオンサイン(3)、インターホン(6)、カーテン・ブラインド(3) 等

4. 建物附属設備

事業用の建物附属設備等について、固定資産税における家屋の評価に含まれないものは、償却資産に該当します。

5. 家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となってその効用を高めるものは家屋とします。

6. 償却資産として取り扱うもの

- (1) 構造上、家屋と一体となっていないもの（屋外給水塔等）
- (2) 家屋から独立した機器、独立した機器としての性格の強いもの（変電設備、電話交換機等）
- (3) 特定の生産業務の用に供されるもの（動力源である電気設備等）
- (4) 顧客の求めに応じるサービス設備（百貨店、旅館、飲食店、病院等の厨房設備、洗濯設備等）

7. 建築設備の償却資産と家屋の区分

設備の種類	償却資産として取り扱うもの	家屋として取り扱うもの
受変電設備	自家用発電設備、受変電設備	
予備電源設備	蓄電池設備、発電器設備（配線を含む）	
中央監視制御装置	中央監視制御装置（配線を含む）	
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線、配管
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備（動力分電盤、動力操作盤、配線、配管等）	左記以外の設備
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
インターホン設備	インターホン機器	配線、配管
火災報知設備	屋外のもの（配線を含む）	屋内のもの 機械、配線、配管
拡声装置、電気時計設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の装置、時計、配電盤等の装置・器具類	配線、配管
ガス供給設備	屋外の配管	屋内の配管、バルブ等
給排水設備	屋外の給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内の給排水設備
給湯設備	湯沸器、貯湯槽、バーナー、ボイラー（事業用）、独立煙突、局所式給湯設備	中央式給湯設備一式
衛生設備、換気設備		浴槽、シャワー、手洗器、浄化槽、換気扇等
消火設備	消火栓設備のホース、ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
冷暖房設備	パッケージエアコンディショナー、ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
避雷設備		設備一式
運搬設備	工場等のベルトコンベアー設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備
間仕切	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備

8. 固定資産税（償却資産）と国税の取扱い

項目	固定資産税	国 税
償却の方法	定率法	定率法、定額法の選択制
圧縮記帳	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5 ※1	備忘価額（1円）
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	合算評価

Ⅲ 申告書の記載について

1. 申告書の書き方

①「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」

欄	記載のしかた	留意事項
所有者コード	今回町が送付している封筒の宛名シールに印字されている番号を記載してください。(不明の場合は空欄) 新規の方は空欄となります。	
所有者及び納税通知書送付先の住所	住所及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。 前年申告時以降に、住所変更をされた場合には、「備考」欄に変更年月日及び旧住所を記載ください。	所有者の住所は、主たる事務所等の所在地を記載することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っていれば、当該事務所等の所在地を納税通知書送付先の住所欄に記載してください。
氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	氏名を記載し、ふりがなを付してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。(押印不要) 屋号があれば記載してください。 前年申告時以降に、合併等により社名変更をされた場合には新社名を記載し「備考」欄に変更年月日及び旧社名を記載ください。	前年度に資産を所有していたが、①合併等により資産が無くなった場合、②廃業により資産がなくなった場合についても申告が必要となります。
個人番号又は法人番号	個人番号(マイナンバー)又は法人番号を左詰めで記載してください。 (個人番号は12桁、法人番号は13桁)	
事業種目(資本金等の額)	事業の種目を具体的に記載してください。(例:自動車販売業、不動産貸付業等) また、法人にあっては資本金又は出資金等の金額も記載してください。	2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。	
この申告に回答する者の係及び氏名	この申告について回答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	
税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	
短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写を添付してください。
増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条第1項の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写を添付してください。
非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価格等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。

欄	記載のしかた	留意事項
課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、事務の都合上別途書類を提出していただく場合があります。
特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。	
町内における事業所等資産の所在地	蔵王町における事業所等資産の所在地を記載してください。 また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。	事業所等の資産の所在地が1か所だけで、その所在地が「1住所（又は納税通知書送付先）」と同一の場合は、本欄の記載の必要はありません。
借用資産（有・無）	借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。	
事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。	
備考（添付書類等）	次のような事項を記載してください。 ①前年中に資産の異動がなかった場合や該当資産がない場合及び廃業・解散・転出・住所変更・社名変更等があった場合にその旨を記入してください。 ②「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等添付した書類の名称 ③非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ④償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事由がありかつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ⑤その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項（「特例該当資産あり」）	
取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	（イ）の額は前年度の申告書の（ニ）の欄の額と一致します。
前年中に減少したもの（ロ）	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	（ロ）の欄の合計額は「種類別明細書（減少資産用）」の取得価額の合計額と一致します。
前年中に取得したもの（ハ）	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	（ハ）の欄の合計額は「種類別明細書（増加資産用）」の取得価額の合計額と一致します。

欄	記載のしかた	留意事項
計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) = (ニ)	((イ)前年前に取得したもの - (ロ)前年中に減少したものと+(ハ)前年中に取得したもの))によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
評価額(ホ)	評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	全資産申告の場合は、「種類別明細書(全資産用)」の「評価」の合計額と一致します。
決定価格(ヘ)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください。	
課税標準額 (ト)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください。	全資産申告の場合は、「種類別明細書(全資産用)」の「課税標準額」の合計の欄と一致します。

② 「種類別明細書(増加資産・全資産用)」

欄	記載のしかた	留意事項
令和 年度	申告の年度を記載してください。	
所有者コード	申告書の所有者コード欄又は封筒の宛名シール最下段に印字されている番号を記載してください。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、複数枚に渡り記載が必要な場合は、「3枚のうち2枚目」というようにページ数を付けてください。	
資産の種類	1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具、器具及び備品 の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。	
資産番号	記載する必要はありません。	
資産の名称等	資産の名称及び規格等記載してください。	
数量	取得した資産の数量を記載してください。	
取得年月 (年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお、年号は次の区分により数字で記載してください。 「3 昭和」・「4 平成」・「5 令和」	
取得価額	当該資産の取得価額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)を記載してください。	圧縮記帳については償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた圧縮前の取得価額を記載してください。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。(主なものは4ページ参照)	短縮耐用年数を適用している場合は、「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。
減価残存率	減価残存率表(11ページ参照) により、耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。	
価額	次の算出によって計算した償却資産の価額を記載してください。 ①前年中に取得した資産 取得価額× ㊸	増加償却が適用される場合は、通常の控除額にこれらの償却を行ったことによる控除額を加算して

欄	記載のしかた	留意事項
価額	<p>②前年前に取得した資産 前年度評価額×(B)</p> <p>③前年前に取得した資産で新たに課税される資産 取得価額×$(A) \times (B)^{n-1}$</p> <p>(注)1. (A)及び(B)は、減価残存率表(11ページ)に掲げる耐用年数に応ずる(A)欄及び(B)欄の減価残存率となります。</p> <p>2. nは、当該償却資産を取得した年から前年までの経過年数となります。(評価額を求める年度－取得年次)</p> <p>(例)2022(R4)年取得分を2024(R6)年で申告する場合、$n=2024-2022$となるのでnは2となる。</p>	<p>価額を算出してください。</p> <p>該当がある場合は資料を添付してください。</p>
課税標準の特例(率・コード)	<p>記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。</p> <p>(例) 1/12の特例→112 2/3の特例→203</p>	
課税標準額	<p>記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産にかかる決定価格(償却資産申告書の「決定価格(へ)」欄の額に算入されている額)を記載してください。</p> <p>なお、課税標準の特例の適用を受ける資産は、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記載してください。</p>	<p>課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、当該種類別明細書の摘要欄に該当条項を記載してください。</p>
増加事由	<p>資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。</p> <p>(用紙の下にある「注意」を参照)</p>	
摘要	<p>次のような事項を記載してください。</p> <p>①課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例：地方税法第349条の3第1項)</p> <p>②割賦販売資産等法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等</p> <p>③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示</p> <p>④短縮耐用年数を適用している資産にはその旨の表示</p> <p>⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示</p>	<p>その他、当該資産の価額の決定にあたって必要な事項を記載してください。</p>

③「種類別明細書(減少資産用)」

欄	記載のしかた	留意事項
令和 年度	申告の年度を記載してください。	
所有者コード	申告書の所有者コード欄又は封筒の宛名シール最下段に印字されている番号を記載してください。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。	
資産の種類	1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具、器具及び備品 の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。	
資産番号(抹消コード)	別添の種類別明細書によって記載してください。	
資産の名称等	前年中に減少した資産の名称等を記載してください。	
数量	前年中に減少した資産の数量を記載してください。	

欄	記載のしかた	留意事項
取得年月 (年号、年、月)	資産を取得した年月を記載してください。(注:資産が減少した年月ではありません。)なお、年号は次の区分により数字で記載してください。「3 昭和」・「4 平成」・「5 令和」	
取得価額	前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。	資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少後の取得価額を「修正」として「種別別明細書(増加資産・全資産用)」にも併せて記載してください。
耐用年数	当該資産の耐用年数を記載してください。	
申告年度	当該資産について、最初に申告した年度を記載してください。	
減少の事由及び区分	当該資産が減少した事由とその区分について、該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。 (下欄参照)	
摘要	① 当該資産が減少した事由について、「1 売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2 滅失」にあつてはその滅失の事由等を、「3 移動」にあつてはその受け入れ先等を記載してください。 ② 減少の区分が「2 一部」に該当する場合には、次の例のように記載してください。 (例)当初取得価額 50 万円(数量 5)のうち 20 万円(数量 2)分減少 ③ その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。	減少の区分が「2 一部」に該当する場合には、減少後の数値(数量、取得価額等)を「修正」として「種別別明細書(増加資産・全資産用)」にも併せて記載してください。

IV課税標準の特例について

一定の要件を満たした償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が減額されます。下記以外にも対象となる場合がありますので、詳しくは町のホームページを参照ください。なお、各特例の申請に必要な様式もホームページから取得できますのでご活用ください。

1. 中小企業等経営強化法に関する課税標準の特例

中小企業等が、町から「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した先端設備について、特例措置があります。令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得したものに係る固定資産税(償却資産)について、課税標準を最初の3年間、1/2の特例率が適用されます。ただし、計画で賃上げ表明を行う場合は、以下の特例率・期間が適用されます。

- (1) 令和6年3月31日までに取得した設備：5年間、特例率1/3
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に取得した設備：4年間、特例率1/3

詳細は、中小企業庁のホームページもしくは町のホームページをご参照ください。

【提出書類】先端設備等導入計画に係る課税標準額の特例適用届出書

※詳しい内容や届出書の様式は町ホームページへ(<https://www.town.zao.miyagi.jp>)

※先端設備等導入計画の申請先と償却資産の申告先は異なります。先端設備等導入計画申請については、本町農林観光課(0224-33-2215)へお問い合わせください。

V その他

1. 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 取得 ㉠	前年前 取得 ㉡		前年中 取得 ㉠	前年前 取得 ㉡		前年中 取得 ㉠	前年前 取得 ㉡
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962
21	0.948	0.896	41	0.972	0.945	61	0.981	0.963